

2018年JMRC中部ジムカーナミドルシリーズRAクラス、S1500クラスのタイヤに関する規則

第1条【目的】

JMRC中部ジムカーナ部会（以下、部会という）では2018年JMRC中部ジムカーナミドルシリーズのRAクラス、S1500クラスに参加する選手のランニングコスト軽減のため本規則を制定する。

第2条【規制するタイヤ銘柄】

1. 以下の表に示すタイヤの使用は認めないものとする。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
住友ゴム工業	DIREZZA	02G/03G/Z II ☆ α / Z II ☆ α 02/ β 02/ β 03
ブリヂストン	POTENZA	55S/11S/05D/06D/07D 11A 2.0/11A 3.0/11A 4.0/11A for GYMKHANA/ <u>12D</u>
東洋ゴム工業	PROXES	888/888R/RR
横浜ゴム	ADVAN	048/050/052/08B
Hankook Tire	Ventus	Z214/TD
Kumho Tire	Ecsta	V710/V700/V70A
GOOD YEAR	EAGLE RS-Sport	V-SPEC/R2-SPEC/R3-SPEC/R4-SPEC
製造者問わず		競技用タイヤ・セミレーシングタイヤと判断されるタイヤ

2. 上記タイヤ銘柄については追加される事が有る。

3. 部会は2017年10月15日以降に国内で販売が開始されるタイヤの使用を制限する場合、販売開始後30日以内にホームページ上で公示するものとする。（公示されなかった場合は原則使用可能）

4. 部会は9月30日、またはミドルシリーズ最終戦開催日のうち、どちらか遅く到来する期日までに次年度の使用が認められないタイヤ銘柄の案（以下、タイヤ銘柄案という）を公示するものとする。

第3条【異議申し立て】

1. 当該年度にRAクラス、S1500クラスに参加する選手（以下、選手という）は部会が示したタイヤ銘柄案に対し異議申し立てを行う事が出来る。

銘柄の追加、抹消は東海・北陸シリーズに参加する選手の2分の1以上の賛成を必要とする。

2. タイヤ銘柄案の銘柄に追加、抹消を求める場合は以下の手続きを経て行うものとする。

(1) 選手は部会宛に所定の書式と事務手数料10,000円を添えて現金書留にて申請をするものとする。尚、その場合、本人以外に3名以上の賛同する選手の署名を要するものとする。

(2) 部会は申請書受理後2週間を目安に当該年度、RAクラス、S1500クラスに参加した選手に対して往復ハガキを郵送し賛否をとるものとする。

(3) 部会は投票締め切り後1週間を目安にその結果を部会ホームページにて発表し上記リストの変更を発表するものとする。

3. 上記の選手の定義は当該年度JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ、北陸シリーズに3戦以上出走している者を指すものとする。

以上

改訂1 2018年 3月 2日；規制銘柄追加(BS RE-12D)

JMRC中部ジムカーナ部会承認 2018年 3月 2日

施行 2018年 3月 3日